

事業者用

(必要と思われる産業保健サービスについて)

問10. 貴事業場として、どうしても必要と思われる産業保健サービスについて、次の中から該当するものを選び(いくつでも結構です。)、番号に○印をつけてください。

- 1 健康相談(カウンセリング)に関すること
- 2 健康診断結果に基づく健康指導に関すること
- 3 生活習慣改善のための健康教育や栄養管理に関すること
- 4 健康づくりや健康の保持、増進に関すること
- 5 メンタルヘルス対策(心の健康対策)に関すること
- 6 救急処置などに関すること
- 7 有害作業の管理に関すること
- 8 有害作業の保護具の管理に関すること
- 9 職長などへの有害業務に関する教育・訓練に関すること
- 10 作業姿勢や作業の負担因子の管理に関すること
- 11 作業空間や作業時間の管理に関すること
- 12 安全衛生教育に関すること
- 13 その他(具体的に)

(産業医などの選任について)

問11. 貴事業場では、産業医や産業保健師、かかりつけの医師などがいますか。次の中から最もあてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 専属の産業医がいる
- 2 本社の産業医がいる
- 3 親企業の産業医がいる
- 4 近隣の事業場等が共同で選任した産業医がいる
- 5 産業医はいないが、かかりつけの医師(または病院)がいる
- 6 産業保健師がいる
- 7 産業医、産業保健師、かかりつけの医師などはいない

事業者用

(産業医や産業保健スタッフへの期待について)

問12 貴事業場では、産業医や産業保健スタッフに対して、どのようなサービスを期待しますか。次の中から該当するものを選び、番号に○印をつけてください。(いくつでも結構です。)

- 1 救急医療やプライマリー・ケアに関すること
- 2 従業員の健康保持に関すること
- 3 適正配置に関すること
- 4 作業方法などに関すること
- 5 作業環境に関すること
- 6 健康診断後のフォローに関すること
- 7 安全衛生委員会に関すること
- 8 企業の安全衛生活動への方向性などに関すること
- 9 メンタルヘルス・ケアに関すること
- 10 健康づくりに関すること
- 11 産業保健の専門機関との連携に関すること
- 12 その他(具体的に)

(産業医や産業保健スタッフに期待する理由)

問13 産業医や産業保健スタッフに期待する理由はどのようなものですか。次の中から該当するものを選び、番号に○印をつけてください。(いくつでも結構です。)

- 1 法令を遵守するために
- 2 安全配慮義務を果たすために
- 3 社会的責任を果たすために
- 4 福利厚生のために
- 5 企業や従業員の活性化はまず健康面にあるために
- 6 その他(具体的に)

(産業保健活動について)

問14 産業保健活動の目的や内容についてどの程度ご存じですか。次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 よく知っている
- 2 ある程度知っている
- 3 あまり知らない
- 4 ほとんど知らない

事業者用

(産業保健活動の実施状況について)

問15 次の産業保健活動のうち、貴事業場ではどのようなことを実施していますか。
実施しているものを選び(いくつでも結構です。)、番号に○印をつけてください。

- 1 従業員の健康診断受診率の向上
- 2 従業員への労働衛生・健康教育の充実
- 3 従業員が積極的に産業医に相談をすること
- 4 法定の健診項目以外の項目についても、従業員の健康状況に応じた健診を実施すること
- 5 保護具の新規購入や点検整備
- 6 安全衛生推進者等による職場巡視の活発化
- 7 従業員からの安全衛生面の改善提案、工夫の積極化
- 8 産業医の保健指導による従業員の健診の有所見率の低下(有所見者の減少)
- 9 安全衛生関係設備の改善
- 10 作業方法の改善
- 11 労働基準監督署、産業保健推進センター、地域産業保健センター等との連絡の円滑化
- 12 職場体操、スポーツ競技の実施の活発化
- 13 その他(具体的に)

(産業保健活動の実施にあたっての問題点等について)

問16 貴事業場で従業員の健康管理活動など産業保健活動を行うにあたっての問題点等について、次ぎの中からあてはまるものを選び(いくつでも結構です。)、番号に○印をつけてください。

- 1 時間的余裕がない
- 2 費用負担が厳しい
- 3 健診などで健康保険の利用ができない
- 4 手間をかける人員の余裕がない
- 5 とんなことをやれば良いのか分からない
- 6 相談するところや施設が分からない
- 7 従業員に健康管理についての意識がない
- 8 健康管理は従業員が自ら行うべきことであり、事業主が関与しにくい
- 9 その他(具体的に)

事業者用

（「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金」について）

問17 この助成金は、労働者50人未満の事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同で選任し、その医師の行う職場巡視、健康診断の結果に基づく保健指導、健康教育、健康相談、衛生教育等の産業保健活動により、従業員の健康管理等を促進することを奨励するためのものですが、その利用について、貴事業場にあてはまるものを1つずつ選び、番号に○印をつけてください。

（17-1）この制度をご存じでしたか。

- 1 知っていた
- 2 聞いたことかあったか、忘れていた
- 3 知らなかった

（17-2）この制度を利用したいと思いますか。

- 1 負担がゼロなら利用したい
- 2 負担が従業員1人あたり年額（ ）円位までなら利用したい
- 3 無条件で利用したいと思う
- 4 今のところ利用する考えはない（理由 ）
- 5 すでに利用している

※「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金」について	
労働者50人未満の小規模事業場が産業医を共同選任し、産業保健活動を実施する場合、下記の助成金が支給されます。（年額、3年間支給）	
30人以上50人未満の事業場	83,400円
10人以上30人未満の事業場	67,400円
10人未満の事業場	55,400円

（産業医などの指導について）

問18 貴事業場では、産業医や産業保健師、かかりつけの医師、健診機関など専門家の直接的な指導や相談を必要としていますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 おおいに必要である（内容 ）
- 2 ある程度は必要である
- 3 とちらともいえない
- 4 あまり必要でない
- 5 ほとんど必要でない（理由 ）

事業者用

（「産業保健推進センター」について）

問19 「産業保健推進センター」は、50人未満の事業場を対象に産業保健活動支援促進助成金（産業医共同選任事業）の受け付け業務や産業保健関係のビデオの無料貸出や情報提供などを行っていますが、貴事業場に最もあてはまるものを1つずつ選び、番号に○印をつけてください。

（19-1）「産業保健推進センター」についてご存じでしたか。

- 1 知っていた
- 2 名前程度は知っていた
- 3 ほとんど知らなかった

（19-2）「産業保健推進センター」のサービスを利用したいと思いますか。

- 1 すでに利用している
- 2 サービスの内容が事業場のニーズに合えば考えたい
- 3 手続きが面倒でなければ考えたい
- 4 他の事業主の話を聞いてから考えたい
- 5 今のところ考えていない（理由 _____）

（「地域産業保健センター」について）

問20 「地域産業保健センター」は、地元医師会の協力を得て従業員の健康管理など各事業場の産業保健活動の支援を行っていますが、このセンターについて、貴事業場に最もあてはまるものをそれぞれ1つ選び、番号に○印をつけてください。

（20-1）「地域産業保健センター」についてご存じでしたか。

- 1 知っていた
- 2 名前程度は知っていた
- 3 ほとんど知らなかった

（20-2）「地域産業保健センター」を利用したいと思いますか。

- 1 すでに利用している
- 2 サービス内容が事業場のニーズに合えば利用したい
- 3 手続きが面倒でなければ利用したい
- 4 休日や夜間でも利用できるなら利用したい
- 5 事業場まで出張してサービスしてくれるなら利用したい
- 6 他の事業主の話を聞いてから考えたい
- 7 利用しない（理由 _____）

事業者用

(産業保健活動に対するインセンティブやペナルティについて)

問2 1 貴事業場では、産業保健活動に対するインセンティブ（奨励金など）や実行しなかった場合のペナルティがあれば、産業保健活動がもっと熱心になると思いますか。お考えに最も近いものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 実行した事業場にインセンティブ（奨励金など）か与えられればよい
- 2 実行しなかった事業場にはペナルティを課すとよい
- 3 インセンティブもペナルティも両方とも必要である
- 4 とちらともいえない
- 5 本来事業主の自主性に任せるべきことなのでインセンティブやペナルティは必要ない。
- 6 インセンティブやペナルティを与えても効果が期待できないので必要ない

(表彰制度などの必要性について)

問2 2 熱心で活発な産業保健活動を行っている事業場を表彰したり、社会的な評価を高めたりする制度があればよいと思いますか。最もお考えに近いものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 おおいに必要
- 2 ある程度は必要
- 3 とちらともいえない
- 4 あまり必要でない
- 5 ほとんど必要でない

(法令による規制について)

問2 3 雇入時健康診断、定期健康診断等の実施、健康診断実施後の措置、50人以上事業場における産業医の選任などが労働安全衛生法令で事業主に義務づけられています。産業保健活動を今後充実させるために法令による義務化を進めることについて、貴事業場ではどのようにお考えですか。最もあてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 大いに必要

(義務化すべき内容についてお考えがあればご記入ください。)

- 2 ある程度は必要
- 3 とちらともいえない
- 4 あまり必要でない
- 5 ほとんど必要でない

事業者用

(今後の産業保健活動の改善について)

問24 貴事業場では今後の産業保健活動について、公的な制度やサービス内容などを改善していくことが必要だとお考えですか。最もあてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 事業主がより活発に行えるように改善すへきである

(改善すへき内容についてお考えがあればこ記入ください。)

- 2 今のままでよい (事業主の自主性に任せるべきである)
3 むしろ公的な制度やサービスはやらなくてもよい

(産業医(制度)一般について)

問25. 産業医(制度)に係る諸処の提案や課題等で、次のようなことが言われていることについて、共感するものがありましたら、該当するものをいくつでも選び、番号に○印を付けて下さい。

- 1 月1回の職場パトロール及び安全衛生委員会には、必ず参加できる人を選任すべき
- 2 事業場の労働安全衛生(法)に関する指導もお願いしたい
- 3 折角、産業保健センター等より出張で来て、従業員の相談者が少なかったり、逆に滞在時間が短時間では全員の相談を受け難いことがある(従業員の作業の合間を縫って行うため、効率的でなく全員が受けられない)ので、時間外でできるとよい
- 4 産業医活動が単なる書類作成に終わっていることか少なくないように思う
- 5 学校保健では学校歯科医が活動しており、産業歯科医も必要である
- 6 事業場の選択の幅を広げるために、産業医の有資格者リストを公表する
- 7 産業医を紹介してもらう手続きが煩雑である
- 8 安全診断を実施した場合に、塗装場、ふんしん発生場所等て局排が必要と思われる場所が多い。局排設置は非常に難しい問題だけに、このような場合に、例えば産業医と労働衛生コンサルタント等の専門家で構成される「産業保健チーム」を制度として認めることはできないか
- 9 どの地域においても産業保健活動に熱心に取り組むことが可能な、認定産業医を確保する事が望まれる
- 10 その他(具体的に)

事業者用

(健診機関一般について)

問26. 健診機関に係る諸処の提案や課題等で、次のようなことが言われていることについて、共感するものがありましたら、該当するものをいくつでも選び、番号に○印を付けて下さい。

- 1 メンタルヘルスは偏見を持たれ易い。また、メンタルヘルスに問題があると昇給昇進に支障が出る等の心配から会社での健診をきらう傾向があるため、会社以外の健診機関での相談体制の整備が必要
- 2 手続きを簡単にして利用しやすくしてほしい
- 3 健診機関に有害業務についての知識、経験のある医師を置いてほしい
- 4 地域保健と産業保健の提携を考えて欲しい
- 5 看護師や保健師に対する産業保健の教育の機会を充実させるべきである
- 6 長崎産業保健推進センターや地域産業保健センターで行っている業務内容がわからない
- 7 その他（具体的に)

(事業主一般について)

問27 産業保健サービスを労働者に提供する義務を有する事業主に係る諸処の提案や課題等で、次のようなことが言われていることについて、共感するものがありましたら、該当するものをいくつでも選び、番号に○印を付けて下さい。

- 1 事業主に健康管理の重要性の認識が不足している
- 2 事業主は義務の内容について明確に認識していない
- 3 義務だからと健診だけは受けさせるものの、事後措置を怠るのは手厳しい罰則がないから
- 4 経営の数値目標のみならず、健康状況の目標値も必要
- 5 本当に産業保健を理解してもらうためには、産業保健に関する事業主セミナーに代理を出さずに事業主が出席すべき。全く意識のない担当者を代理出席させているケースがある
- 6 健康診断の費用負担が大変である。健診項目のうち一部は実施していない
- 7 小企業の悲哀で、景気低迷のあおりを受けており、産業保健サービスに関する対応まで頭が廻らない。資金繰りに追われて従業員の健康管理は二の次、三の次となっておりこの分野でも行政のセーフティーネット機能の充実を急ぐ必要がある
- 8 発注者の予算が常に限度ギリギリで当初から赤字が予測されるなかで、健診の負担は大きくて問題

(次ページに続きます。)

事業者用

- 9 産業医や産業保健婦（師）に、もっと権限や責任を与えて、事業場に対して活発な活動ができる仕組みを作ることが大事である
- 10 予防の観点より労働者の関心度を高めさせる措置を図ることが重要
- 11 法令を徹底すへきだ
- 12 就労時（入社時）の健康診断の励行について、強力な指導が必要
- 13 その他（具体的に _____）

（労働者一般について）

問28. サービスの受け手側である労働者に係る諸処の提案や課題等で、次のようなことが言われていることについて、共感するものがありましたら、該当するものをいくつかつでも選び、番号に○印を付けて下さい。

- 1 健康診断を受け異常が指摘されているのに、自覚症状がないので放置して平気な労働者が多い。自分の体は自分で守って欲しい。2次健診や治療を確実に実施して欲しい
- 2 健康診断に対する労働者本人の自覚が足りない従業員が多い。診断の必要をもっとPRすへき
- 3 再診そして治療となれば、仕事を失うおそれを感じるのて、再診（場合によっては健診そのものを）から遠ざかろうとする
- 4 産業保健サービスを受けたいと発言すると、差別されると思っている人がいる
- 5 労働時間やその他労働環境に関する発言も申し出れるようにすることか必要
- 6 勤務時間内に健康診断が受けられるようにすることが必要
- 7 市役所等の窓口で、いつでも任意に健康診断が無料で受けられるような施策があると便利である。所属企業がどこであろうと問わない。特にメンタルヘルスの推奨は産業医を通して事業主に知られたくない面が多い
- 8 夜間や休日に労働者がサービスが受けられるような環境を作る必要がある
- 9 現場でも労働者が安全衛生委員会に参加できるシステムがあればよい
- 10 その他（具体的に _____）

事業者用

(行政指導や法令改正について)

問29 産業保健制度に関する指導的立場にある関係行政機関や公的機関に係る諸処の提案や課題等で、次のようなことが言われていることについて、共感するものがありましたら、該当するものをいくつでも選び、番号に○印を付けて下さい。

- 1 企業の健康診断実施状況について報告させたり、実態調査を強化したほうがよい
- 2 法に従って真面目に取り組む事業場とそうでない事業場では、後者の方が「得」をするという矛盾か現実が存在する。法の履行を確保して欲しい
- 3 行政機関や公的機関は、事業主や労働者に提供しているサービス内容について継続的なPRをはかるべきである
- 4 就労前の健診の実施を徹底して指導すべきである
- 5 健康診断実施機関から関係行政機関への健診結果等の報告義務を課すべきである
- 6 産業医に産業医業務をきちんとやらせて、より事業場への指導を強化してほしい
- 7 衛生管理者も産業医同様に研修会などで学習をさせるべき
- 8 努力目標はよいが、法令の最低線はきちっと取締ること
- 9 労働基準監督署等の指導が甘い。厳しくできるように法令等を改正すべき
- 10 労働安全衛生コンサルタントの活用を図る必要がある。必要ならば法令の改正をしてもよい
- 11 現行法令は、事業所規模により規制の輪をかけているが、産業保健活動の活性化のためには、安全衛生の問題の発生率の高い業種別に管理することも考えられる
- 12 その他(具体的に)

これで設問は終わりです。下記項目についてもご記入いただければ幸いです。

貴事業場名	
所在地	〒
電話番号	
ご回答者名	

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

お手数ですが、本調査票を同封の返信封筒に入れて12月10日までにご投函いただきますようお願い申し上げます。

個人用

平成15年度厚生労働科学研究費補助金
「今後の産業保健活動のあり方に関する研究」
産業保健活動に関するニーズ調査

平成15年11月

長崎大学環境科学部労働環境研究室

本調査へのご協力のお願について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて今日、従業員の高齢化に伴う生活習慣病（いわゆる成人病）の増加やメンタル・ヘルス・ケアに対するニーズの高まりに代表されるように、疾病の早期発見と日常の健康づくり・健康管理など各事業場における産業保健活動への期待がますます大きくなっております。一方、厚生労働省は、とくに従業員50人未満の事業場における産業保健活動を支援するため、産業医の育成や各地域の医師会のご協力のもとに、「産業保健推進センター」及び「地域産業保健センター」の整備をはじめ各種施策の充実に努めております。

この調査は、こうした産業保健活動の今後のあり方を探るため、厚生労働省の厚生労働科学研究費補助金で実施する「今後の産業保健活動のあり方に関する研究」の一環として、神奈川県、京都府、福岡県の従業員50人未満の事業場約2,500社を対象として、長崎大学環境科学部労働環境研究室が実施するものです。また調査結果の集計・分析は財団法人社会経済生産性本部が行います。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解賜わり、積極的にご協力、ご回答いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 本調査は調査票及び返信封筒とも「事業者用」と「個人用」との2種類同封しております。「事業者用」は会社としてのお立場からの回答、「個人用」は従業員のうちどなたか2名（できれば別々の職種の方1名ずつ）の方に個人の意見としての回答をお願い申し上げます。
- お手数をおかけいたしますが、ご回答は同封の返信封筒にて、別々に12月10日までにご返送ください。
- なお、いただきましたご回答は、すべて統計的に処理いたしますので、特定の事業場や個人にご迷惑をおかけすることは一切ございません。また、本調査の目的以外に使用することも全くございませんことを申し添えます。

×本調査につきましてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

（調査委託先）財団法人社会経済生産性本部・総合企画部（西原、石川）

〒150-8307 東京都渋谷区渋谷3-1-1

TEL 03-3409-1137 FAX 03-3409-2810

（調査実施主体）長崎大学環境科学部労働環境研究室（浜 民夫 教授）

〒852-8521 長崎市文教町1-14

TEL 095-819-2720（FAXも同じ）

個人用

(性別について)

問1 あなたの性別について、次の1または2の中から該当するものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 男性
- 2 女性

(年齢について)

問2 あなたの現在の年齢について、次の1から8までの中から該当するものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- | | |
|----------|----------|
| 1 24歳以下 | 5 40～44歳 |
| 2 25～29歳 | 6 45～49歳 |
| 3 30～34歳 | 7 50～54歳 |
| 4 35～39歳 | 8 55歳以上 |

(現在の仕事について)

問3 あなたの現在の仕事について、次の1から5までの中から最もあてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 生産・技能系
- 2 事務系
- 3 営業系
- 4 販売・サービス系
- 5 その他(具体的に)

(健康診断の受診について)

問4 あなたは、健康診断を定期的に受けていますか。最もあてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 1年に1回定期的に受診している
- 2 1年に2回定期的に受診している
- 3 定期的ではないが、1年に1回は受診するように心掛けている
- 4 ほとんど受診していない
- 5 その他(具体的に)

個人用

（健康診断の結果について）

問5 あなたは、健康診断の結果をどのように活用していますか。最もあてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 結果に問題があれば、かかりつけの医師などに相談して指導を受けるようにしたり、自分で日常の生活改善に心掛けている
- 2 診断結果は見るか、そのまま何もしないでいる
- 3 結果をもらっても注意深く見たことがない
- 4 結果自体もらったことかない
- 5 その他（具体的に)
- 6 そもそも健康診断を受けていない

（健康診断を受ける時間的余裕について）

問6 あなたの働いている事業場では、健康診断を受けるのに時間的余裕がありますか。最もあてはまるものを選び、番号に○印をつけてください。

- 1 時間的余裕は結構ある
- 2 ある程度ある
- 3 勤務時間中の時間的余裕はあまりない
- 4 仕事に追われ、勤務時間中の時間的余裕はほとんどない
- 5 勤務時間中は受けさせてもらえない
- 6 わからない

（会社の費用負担について）

問7 貴方が働いている事業場における健康管理など産業保健活動に対する会社の費用負担について、最も当てはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 会社の費用負担が非常に厳しい状況にあると思う
- 2 ある程度厳しいと思う
- 3 どちらともいえない
- 4 そんなに負担ではないと思う
- 5 ほとんど負担になっていないと思う
- 6 わからない

個人用

(健康管理推進体制について)

問8 あなたが働いている事業場では、従業員の健康管理の推進について、どのようなことを行っていますか。該当するものを選び（いくつ選んでも結構です。）、番号に○印をつけてください。

- 1 健康管理の責任者（衛生管理者など）を決めている
- 2 公的機関や商工団体が開催する講演会やセミナーに参加している
- 3 ポスターやチラシなどを従業員に配布している
- 4 医師や保健師などの健康相談を実施している
- 5 職場体操や体力づくりを行っている
- 6 その他（具体的に)
- 7 とくに何も行ってない。
- 8 わからない

(健康管理や衛生管理の担当者について)

問9 あなたが働いている事業場の健康管理や衛生管理を主に担当している者について、最もあてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 産業医 | 6 総務（または労務）担当者 |
| 2 産業保健師 | 7 事業主 |
| 3 衛生管理者 | 8 その他（具体的に) |
| 4 衛生推進者 | 9 とくに決まっていない |
| 5 安全衛生推進者 | 10 わからない |

(健康管理を考えるうえで気がかりなこと)

問10 健康管理を考えるうえで、あなたがとても気がかりな点はどのようなことですか。次の中からあてはまるものを選び（いくつ選んでも結構です。）、番号に○印をつけてください。

- 1 腰痛問題
- 2 頸肩腕症候群（頸、肩、腕が凝る）問題
- 3 筋肉疲労問題
- 4 眼精疲労（眼が疲れる）問題
- 5 過労問題
- 6 作業環境の改善問題
- 7 有害物質やエネルギーの管理問題
- 8 ストレス問題
- 9 メンタルヘルス問題
- 10 成人病問題
- 11 その他（具体的に)

個人用

(必要と思われる産業保健サービス)

問11 あなたがどうしても必要だと思う産業保健サービスはどのようなものですか。次の中からあてはまるものを選び(いくつ選んでも結構です)、番号に○印をつけてください。

- 1 健康相談(カウンセリング)に関する事
- 2 健康診断結果に基づく健康指導に関する事
- 3 生活習慣改善のための健康教育や栄養管理に関する事
- 4 健康づくりや健康の保持、増進に関する事
5. メンタルヘルス対策(心の健康対策)に関する事
- 6 救急処置などに関する事
- 7 有害作業の管理に関する事
- 8 有害作業の保護具の管理に関する事
- 9 職長などへの有害業務に関する教育・訓練に関する事
- 10 作業姿勢や作業の負担因子の管理に関する事
- 11 作業空間や作業時間の管理に関する事
- 12 安全衛生教育に関する事
- 13 その他(具体的に)

(産業医などの選任について)

問12 あなたが働いている事業場の産業医や産業保健師、かかりつけの医師などについて、最もあてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 専属の産業医がいる
- 2 本社の産業医がいる
- 3 親企業の産業医がいる
- 4 近隣の事業場が共同で選任した産業医がいる
- 5 産業医はいないが、かかりつけの医師(または病院)がいる
- 6 産業保健師がいる。
- 7 産業医、産業保健師、かかりつけの医師などはいない
- 8 わからない

個人用

(産業医や産業保健スタッフへの期待について)

問13 あなたは、産業医や産業保健スタッフに対して、どのようなサービスを期待しますか。次の中からあてはまるものを選び、番号に○印をつけてください。(いくつでも結構です。)

- 1 救急医療やプライマリー・ケアに関すること
- 2 従業員の健康保持に関すること
- 3 適正配置に関すること
- 4 作業方法などに関すること
- 5 作業環境に関すること
- 6 健康診断後のフォローに関すること
- 7 安全衛生委員会に関すること
- 8 企業の安全衛生活動への方向性などに関すること
- 9 メンタルヘルス・ケアに関すること
- 10 健康づくりに関すること
- 11 産業保健の専門機関との連携に関すること
- 12 その他(具体的に)

(産業医や産業保健スタッフに期待する理由)

問14. あなたが産業医や産業保健スタッフに期待する理由はどのようなものですか。次の中からあてはまるものを選び、番号に○印をつけてください。(いくつでも結構です。)

- 1 会社か法令を遵守するため
- 2 会社が安全配慮義務を果たすために
- 3 会社が社会的責任を果たすために
- 4 福利厚生の充実のために
- 5 会社や従業員の活性化はまず健康面の充実からだと思うために
- 6 その他(具体的に)

(産業保健について)

問15 あなたは健康管理など産業保健活動の目的や内容についてどの程度ご存じですか。次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- | | |
|-------------|------------|
| 1 よく知っている | 3 あまり知らない |
| 2 ある程度知っている | 4 ほとんど知らない |

個人用

(産業保健活動の実施状況について)

問16 あなたが働いている事業場で、次の産業保健活動のうち実施しているものを選び
(いくつでも結構です。)、番号に○印をつけてください。

- 1 従業員の健康診断受診率の向上
- 2 従業員への労働衛生・健康教育の充実
- 3 従業員が積極的に産業医に相談をすること
- 4 法定の健診項目以外の項目についても健康状況に応じた健診を実施すること
- 5 保護具の新規購入や点検整備
- 6 安全衛生推進者等による職場巡視の活発化
- 7 従業員からの安全衛生面の改善提案、工夫の積極化
- 8 産業医の保健指導により従業員の健診の有所見率の低下(有所見者の減少)
- 9 安全衛生関係設備の改善
- 10 作業方法の改善
- 11 労働基準監督署、産業保健推進センター、地域産業保健センター等との連絡の円滑化
- 12 職場体操、スポーツ競技の実施の活発化
- 13 わからない

(産業保健活動の実施にあたっての問題点等について)

問17. あなたの事業場で従業員の健康管理活動など産業保健活動を行うにあたっての問
題点についてあてはまるものをいくつでも選び、番号に○印をつけてください。

- 1 時間的余裕がない
- 2 費用負担が厳しい
- 3 健診などで健康保険の利用ができない
- 4 手間をかける人員の余裕がない
- 5 どんなことをやれば良いのかわからない
- 6 相談するところや施設がわからない
- 7 従業員に健康管理についての意識がない
- 8 健康管理は従業員が自ら行うべきことであり、事業主が関与しにくい
- 9 その他(具体的に)
- 10 わからない

個人用

(産業保健活動に対するインセンティブやペナルティについて)

問18 あなたが働いている事業場では、産業保健活動に対するインセンティブ（奨励金など）や実行しなかった場合のペナルティ（罰金など）があれば、産業保健活動がもっと熱心になるとお考えですか。お考えに近いものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 実行した事業場にインセンティブ（奨励金など）が与えられればよい
- 2 実行しなかった事業場にはペナルティ（罰金など）を課すとよい
- 3 どちらともいえない。
- 4 もともと事業主の自主性に任せるべきことなのでインセンティブやペナルティは必要ない
- 5 インセンティブやペナルティを与えても効果か期待できないので必要ない
- 6 わからない

(表彰制度などの必要性について)

問19 あなたは、熱心で活発な産業保健活動を行っている事業場を表彰したり、社会的な評価を高めたりする制度があればよいとお考えですか。あてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 おおいに必要 | 4 あまり必要でない |
| 2 ある程度は必要 | 5 ほとんど必要でない |
| 3 どちらともいえない | 6 わからない |

(法令による規制について)

問20 雇入時健康診断、定期健康診断等の実施、健康診断実施後の措置、50人以上事業場における産業医の選任などが労働安全衛生法令で事業主に義務づけられています。産業保健活動を今後充実させるために法令による義務化を進めることについて、あなたはどのようにお考えですか。最もあてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

- 1 おおいに必要。

どんなことが必要かとお考えですか。具体的なお考えがあればご記入下さい。

- 2 ある程度は必要
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり必要でない
- 5 ほとんど必要でない
- 6 わからない

個人用

(今後の産業保健活動の改善について)

問2 1 あなたが働いている事業場では今後の産業保健活動について、公的な制度やサービス内容などを改善していくことが必要だとお考えですか。お考えに最も近いものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

1 事業場での活動かより活発に行えるように制度やサービスを改善すべきである

どのような改善が必要ですか。具体的なお考えがあればご記入下さい。

2 今のままで良い(事業主の自主性に任せるべきである)

3 むしろ公的な制度やサービスはやらなくてもよい

4 わからない

(産業医(制度)について)

問2 2 専門的立場から労働者の健康管理を行う産業医(制度)について、一般的に次のようなことが言われていますが、共感するものがありましたら、該当するものをいくつでも選び、番号に○印を付けて下さい。

1 月1回の職場パトロール及び安全衛生委員会には必ず参加できる人を選任すべき

2 事業場の労働安全衛生(法)に関する指導もお願いしたい

3 折角、産業保健センター等より出張で来ても、従業員の相談者が少なかったり、逆に滞在時間が短時間では全員の相談を受け難いことがある(従業員の作業の合間を縫って行うため、効率的でなく全員か受けられない)ので、時間外でできるとよい

4 産業医活動が単なる書類作成に終わっていることが少なくないように思う

5 学校保健では学校歯科医が活動しており、産業歯科医も必要である

6 事業場の選択の幅を拡げるために、産業医の有資格者リストを公表する

7 産業医を紹介してもらう手続きが煩雑である

8 安全診断を実施した場合に、塗装場、ふんしん発生場所等で局排が必要と思われる場所が多い。局排設置は非常に難しい問題だけに、このような場合に、例えば産業医と労働衛生コンサルタント等の専門家で構成される「産業保健チーム」を制度として認めることはできないか

9 との地域においても産業保健活動に熱心に取組むことが可能な、認定産業医を確保する事が望まれる

10 その他(具体的に)

11 よくわからない

個人用

(健診機関について)

- 問23 健診機関について、一般的に次のようなことが言われていますが、共感するものがありましたら、該当するものをいくつでも選び、番号に○印を付けて下さい。
- 1 メンタルヘルスは偏見を持たれ易い。また、メンタルに問題があると昇給昇進に支障が出る等の心配から会社での健診をきらう傾向があるので、会社以外の健診機関での相談体制の整備が必要
 - 2 手続きを簡単にして利用しやすくしてほしい
 - 3 健診機関に有害業務についての知識、経験のある医師を置いてほしい
 - 4 地域保健と産業保健の提携を考えてほしい
 - 5 看護師や保健師に対する産業保健の教育の機会を充実させるべきである
 - 6 長崎産業保健推進センターや地域産業保健センターで行っている業務内容がわからない
 - 7 その他（具体的に)
 - 8 わからない

(事業主について)

- 問24 産業保健サービスを労働者に提供する義務を有する事業主に対する意見の中で、共感するものがありましたら、該当するものをいくつでも選び、番号に○印を付けて下さい。
- 1 事業主に健康管理の重要性の認識が不足している
 - 2 事業主は義務の内容について明確に認識していない
 - 3 健診だけは受けさせるが、事後措置を怠るのは手厳しい罰則かないから
 - 4 経営の数値目標のみならず、健康状況の目標値も必要
 - 5 本当に産業保健を理解するには、産業保健に関する事業主セミナーに代理ではなく事業主が出席すべき。全く意識のない担当者を代理出席させているケースがある
 - 6 健康診断の費用負担が大変である。健診項目のうち一部は実施していない
 - 7 小企業の悲哀で景気低迷のあおりを受けており、産業保健サービスに関する対応まで頭が廻らない。資金繰りに追われて従業員の健康管理は二の次、三の次となっておりこの分野でも行政のセーフティーネット機能の充実を早く必要がある
 - 8 発注者の予算が厳しく当初から赤字が予測され、健診の負担は大きくて問題
 - 9 産業医や産業保健婦（師）に、もっと権限や責任を与えて、事業場に対して活発な活動ができる仕組みを作ることが大事である
 - 10 予防の観点より労働者の関心度を高めさせる措置を図ることか重要
 - 11 法令を徹底すべきだ
 - 12 就労時（入社時）の健康診断の励行について、強力な指導が必要
 - 13 その他（具体的に)
 - 14 よくわからない